

契約相手方 各位

専用治工具等の管理について（依頼）

装備品等の製造又は改造若しくは修理を行うに当たり必要となる、専用使用する治工具、機械又は装置（以下「専用治工具等」という。）については、貴社にその所有権が帰属し、当然に貴社が維持管理しているところです。この点については、初度費の支払いを伴う契約においては、「初度費の支払いを伴う契約に関する特約条項」においても明文化しています。

しかしながら、今般、一部の契約の相手方において、専用治工具等の管理台帳等の記載内容が適切ではない事態及び専用治工具等の所在が不明となっていて将来の調達契約の履行に当たって使用することができない事態が明らかとなりました。

契約の相手方における専用治工具等の管理が不適切であったり、その結果、その所在が不明となるようなことがあっては、装備品等の円滑な調達を妨げるおそれもあることから問題がある事態であると考えています。

防衛省としましては、当該事態が生じた原因の一つとして、契約の相手方において、専用治工具等の管理に対する理解が十分でなかったことがあったのではないかと考えており、初度費の支払いを伴う契約であるか否かに関わらず、将来の調達を円滑に実施するため、貴社が所有する専用治工具等を適切に維持管理するようお願い申し上げます。

平成29年 1月10日

分任支出負担行為担当官

税 田 一 郎

